

※ 本文書は、保健師担当部局に送付しておりますが、健康危機管理担当部局にもFAXにより同文書を送付しておりますので念のため申し添えます。

事 務 連 絡

平成23年3月12日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課保健指導室長

東北地方太平洋沖地震にかかる保健師等の派遣の有無について（照会）

昨日11日午後、三陸沖を震源とするマグニチュード8.8の東北地方太平洋沖地震が起き、宮城県で震度7、福島県等で震度6を観測したところです。

本地震による被害は、被災者が広範な地域に分散していること、また、今後、避難所等による住民の避難生活が長期化することも考えられる。そのため、各都道府県・政令市等による保健師等の派遣による協力については、現時点で斡旋の求めがあった仙台市を始め、被災が想定される青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県（以下「被災県」という。）からの斡旋の求めに応じて、厚生労働省において一元的に調整することとしております。

ついては、今後、被災県以外の都道府県・政令市等の保健師について、被災県への派遣のご協力をいただくことも考えられることから、現時点における各都道府県・政令市の保健師の派遣に応じることの可否、その場合の体制（保健師数等）について3月14日（月）までに、別紙により、メール又はFAXにて回答願います（※本照会は、現時点における保健師の派遣可能数を確認するもので、本照会により派遣をお願いするものではありません。）。

道府県におかれましては中核市を、また、東京都におかれましては、特別区も併せてとりまとめの上、回答願います。

なお、詳細はおって連絡しますが、現時点での概要は次のとおりを予定しています。

- ① 避難所住民の健康相談活動及び心のケア対策等として被災県保健師と連携をとり対応する予定であること。
- ② 現地との間の交通、現地における交通（緊急用車両）、スタッフの交替、その他必要な資器材の調達等は各都道府県において賄うこととし、被災県及び被災県の管下市町村に負担を求めないこと。
- ③ 期間は当面本年4月までの予定とするが、スタッフの交換については、とぎれることなく派遣していただきたいこと。
- ④ 派遣する保健師の生活物資（飲料水、食料等）は、極力持参されたいこと。

送付先

厚生労働省健康局総務課保健指導室 橋本 鈴木

TEL 03-3595-1111（内2391）

03-3595-2190

FAX 03-3503-8563

E-mail hokenshidoushitu@mhiw.go.jp